証券コード　4424
2019年12月10日

株主各位

東京都渋谷区南平台町２番17号
株式会社　Amazia
代表取締役社長　佐久間　亮輔

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月24日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

１.日時　　2019年12月25日（水曜日）午前10時00分（受付開始午前９時30分）
２.場所　　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ　４階
　　渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ
３.目的事項
　報告事項　　第10期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項　　議案　取締役５名選任の件

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://amazia.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://amazia.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い、緩やかな回復基調が続く一方で、米中貿易摩擦の長期化や英国のＥＵ離脱問題等により、海外情勢は先行き不透明な状況が続いています。

総務省「平成30年通信利用動向調査」（2019年５月公表）によると、2018年末時点でスマートフォンを保有する世帯の割合は79.2％（前年比4.1％増）に達しており、電子書籍の市場環境は、スマートフォン・タブレット端末ユーザーの増加を背景に拡大が続いております。インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2019」によると、2018年度の電子書籍市場規模は2,826億円（内、当社が所属する電子コミック市場は、全体の84.5％にあたる2,387億円を占める）と推計され、2017年度の2,241億円から26.1％増加し、2023年度には2018年度の約1.5倍の4,330億円程度に拡大すると予測されています。また、2018年度の無料マンガアプリ広告収益市場規模は、167億円と推計され、2017年度の100億円から67億円（前年比67.0％増）増加しました。2019年度には、2018年度の約1.5倍の250億円程度に拡大すると予測されています。

一方で、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。

このような市場環境の中で、当社は出版社等と協業して新作マンガを共同制作し、雑誌と「マンガBANG!」で同時配信するといった取組みによる新規ユーザーの獲得に注力するとともに、「マンガBANG!」主力コーナーであるフリーミアムモデル（注）のコーナーで、2018年10月より株式会社秋田書店、2019年１月より株式会社スクウェア・エニックスと、また、同ストアコーナーで、2019年４月より株式会社小学館と新規取引開始するなど、配信作品を増加することで他社サービスとの徹底的な差別化を進めております。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,386,580千円（前年同期比146.2％増）となりました。利益面については、積極的な広告宣伝の実施、新規上場に伴う株式公開費用、株式交付費が発生したものの営業利益は416,148千円（前年同期比427.8％増）、経常利益は396,443千円（前年同期比412.6％増）、当期純利益は303,027千円（前年同期比219.1％増）となりました。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

（注）フリーミアムモデル：基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデル。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は15,457千円であり、その主な内容は、本社移転による内装工事等10,494千円、備品購入、電話設備・LAN工事等3,128千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2018年12月20日付で東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資として新株発行240,000株により291,456千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）44,300株により53,797千円、また、当社は、新株予約権の行使により普通株式が11,800株増加し、8,850千円の資金を調達しております。

(4) 対処すべき課題

スマートフォンを取り巻く環境は、技術進歩が非常に早く、また、市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような環境の中、当社は、マンガアプリ事業においてアプリ開発力とマネタイズ力で、事業規模を成長させ、収益拡大を実現して参りました。

当社は、今後においてもこれまで培ったビジネス構築力を基盤に、既存事業の基盤を強化するとともに新規サービスへも経営資源を投下し、高い成長率を確保することが重要な課題と認識しております。また、一方でコーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。これらの課題に対処するために、当社は対処すべき課題として以下の施策に取り組んで参ります。

① 「マンガBANG!」の差別化

「マンガBANG!」は作品数・ジャンルの充実、機能拡充により、他社との差別化を図った結果、ARPU（一人当たり顧客単価）は順調に増加しており、今後も収益拡大に寄与することと見込んでおります。一方で電子コミック市場は拡大を続けているものの、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって、電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。

当社は、このような状況下においても、さらに「マンガBANG!」の魅力を高めるため、オリジナル作品の制作・配信を積極的に行うことで、差別化を進める施策に取り組んで参ります。

② 周辺ビジネスの拡大

当社は、設立以来、変化の速いインターネット市場の動向をいち早く捉えて様々な事業にチャレンジして参りました。今後、中長期での成長を実現するために、マンガアプリ事業領域において蓄積した知見やノウハウ等を活用し、迅速かつ効率的に周辺事業への拡大にチャレンジして参ります。

現在は主力の「マンガBANG!」の運営の他、マンガ制作に着手しており、(a)出版社と協業して人気作品の制作、(b)異世界転生系等の小説のコミカライズ、(c)「マンガEpic!」から人気作品の発掘により、当社オリジナル作品のコミックス化及び「マンガBANG!」を通じた販売及び外販を行っていく方針です。

③ 海外展開への対応

当社は、日本が誇るコンテンツといえる「マンガ」や「アニメ」を成長著しい世界のスマートフォンアプリ市場へ迅速に展開することが、一層の事業拡大を目指す上で重要であると認識しております。また、日本のマンガ、アニメの海外市場規模が、コンテンツの認知度と比較して小さいと当社は考えております。

そのため、当社は、今までに培った開発ノウハウや出版社等との関係を元に、海外市場に向けてマンガやアニメ関連情報を扱ったサービス展開する計画を進めております。

④ 新規ビジネスの立上げ

当社は、将来的にはマンガアプリ事業から創出される利益を、スキマ時間を楽しくする新たなサービス、事業の創出に向けることで、単一事業への偏重によるリスクを抑制し、将来の事業環境の変化にも機動的に対応できるビジネスポートフォリオの構築にも注力して参ります。

⑤ サービス・企業認知度の向上

当社が継続的な企業価値の向上を実現するためには、ユーザー、取引先、人材の獲得が必要です。これらの獲得活動をより効率的に進めるため、当社及び当社サービスの持つ強み・サービスの健全性・ガバナンス体制等を戦略的に発信し、認知度及びコーポレートブランドを向上させて参ります。このため、費用対効果を重視したプロモーション・広報活動を積極的に推進して参ります。

⑥　システム基盤の強化

当社は、スマートフォンアプリをApple Inc.のiOS搭載端末向け及びGoogle Inc.のAndroid搭載端末向けに展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、各種アプリを運営する上では、ユーザー数増加に伴う負荷分散やユーザー満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行っていくことが必要となります。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取組みを継続していく方針であります。

また、当社は、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。そのため、各々の技術革新の普及の進展を見ながら、柔軟な対応を図っていく方針であります。

⑦　組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、グローバルに活躍出来る優秀な人材の採用に取り組んで参ります。

組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持・向上するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取組みを引き続き継続していく方針であります。

また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

⑧　知的財産権の侵害への対応について

当社は、著作権等の権利を著しく阻害する海賊版サイト（注）によって生じる機会損失が当社の業績に影響を及ぼす可能性があると認識しております。そのため、海賊版サイトの根絶に向けて、出版社、電子書店、関係者と協調して対策を協議実行するとともに、法制度整備ならびに著作権教育の推進に努めて参ります。

（注）海賊版サイト：著作権を侵害し、無断でインターネット上でコンテンツを公開しているサイト

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第７期 2016年９月期	第８期 2017年９月期	第９期 2018年９月期	第10期 （当事業年度） 2019年９月期
売上高	389,321 千円	1,171,086 千円	1,375,500 千円	3,386,580 千円
経常利益又は経常損失（△）	△18,733 千円	△27,321 千円	77,337 千円	396,443 千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△19,711 千円	△29,254 千円	94,951 千円	303,027 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	△7.08 円	△10.01 円	31.81 円	93.54 円
総資産	202,403 千円	410,025 千円	565,159 千円	1,613,255 千円
純資産	88,185 千円	196,931 千円	308,132 千円	965,007 千円
１株当たり純資産額	31.68 円	66.35 円	102.10 円	291.19 円

（注）2017年３月15日付で普通株式１株につき10株、2018年９月１日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2019年９月30日現在）

事業区分	事業内容
マンガアプリ事業	・フリーミアム型マンガアプリ/webサービス「マンガBANG!」の運営 ・マンガ投稿サービス「マンガEpic!」の運営

(8) 主要な営業所（2019年９月30日現在）

① 本　社：東京都渋谷区南平台町２番17号

(9) 従業員の状況（2019年９月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16　名	＋4　名	32.6　歳	1.6　年

（注）上記のほか、臨時従業員２名（期中平均）がおります。

(10) 主要な借入先及び借入額（2019年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,697千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2019年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　12,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,314,100株（自己株式112株含む）

(3) 株主数　1,323名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐久間亮輔	1,200,000株	36.2%
江口元昭	800,000株	24.1%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	204,097株	6.2%
株式会社メディアドゥホールディングス	139,500株	4.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	131,300株	4.0%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	81,266株	2.5%
江口弘尚	55,800株	1.7%
株式会社VOYAGE VENTURES	53,900株	1.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	45,900株	1.4%
KBL EPB S.A. 107704	40,800株	1.2%

（注）持株比率は、自己株式（112株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2018年12月20日の株式上場に伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資並びにストックオプションの行使による新株式発行により、発行済株式の総数は296,100株増加し、3,314,100株となっております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務の対価として交付した新株予約権等の状況

・新株予約権の数　910個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式　182,000株（新株予約権１個につき200株）

・取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価格)	行使期間	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第４回 (180,000円)	2019年11月１日 ～2027年９月30日	150個	１名
	第５回 (180,000円)	2020年８月２日 ～2028年６月30日	270個	２名
社外取締役	第４回 (180,000円)	2019年11月１日 ～2027年９月30日	15個	１名
監査役	第３回 (150,000円)	2019年４月１日 ～2027年２月28日	12個	１名
	第４回 (180,000円)	2019年11月１日 ～2027年９月30日	43個	３名

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。なお、当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる旨定めております。この場合、当該新株予約権は無償で取得できます。

ⅰ　新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記ⅰは適用されないものとする。なお、新株予約権の存続は１回に限るものとする。

ⅲ　新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

iv 新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。

v 新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

vi その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐久間　亮　輔	
取　締　役　CTO	江　口　元　昭	開発グループマネージャー
取　締　役　CFO	神　津　光　良	
取　　締　　役	村　野　慎之介	株式会社東京通信　取締役 株式会社テクノロジーパートナー　取締役
常　勤　監　査　役	小　泉　妙　美	
監　　査　　役	阿　曾　友　淳	株式会社城南進学研究社　取締役（監査等委員） tripla株式会社　監査役 株式会社ユビキタスAIコーポレーション　監査役
監　　査　　役	成　川　弘　樹	ネクセル総合法律事務所　代表弁護士

（注）１．取締役村野慎之介氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
２．監査役小泉妙美氏、監査役阿曾友淳氏及び監査役成川弘樹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
３．監査役小泉妙美氏及び監査役阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役成川弘樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する幅広い専門的知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役村野慎之介氏、監査役小泉妙美氏、阿曾友淳氏及び成川弘樹氏は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1）	36,450千円 (3,600)
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3）	11,850千円 (11,850)
合計 （うち社外役員）	7名 （4）	48,300千円 (15,450)

（注）1．取締役の報酬限度額は、2018年7月31日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分を除く。）と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、2017年9月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 村野慎之介氏は、株式会社東京通信、株式会社テクノロジーパートナーの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 阿曾友淳氏は、株式会社城南進学研究社の取締役（監査等委員）、tripla株式会社、株式会社ユビキタスAIコーポレーションの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 成川弘樹氏は、ネクセル総合法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村　野　慎之介	当事業年度に開催された取締役会22回中22回出席し、主に経営者としての豊富な経験を通じて培った専門的な知見からの発言を適宜行っております。
監査役	小　泉　妙　美	当事業年度に開催された取締役会22回中22回、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。
監査役	阿　曾　友　淳	当事業年度に開催された取締役会22回中22回、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。
監査役	成　川　弘　樹	当事業年度に開催された取締役会22回中22回、監査役会14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 イ．公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額 ロ．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	 20,640千円 600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額	21,240千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査役契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務についての対価として600千円支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

６．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として定め、取締役会において決議しております。

内部統制システム構築の基本方針

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動指針として倫理・コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。

2) 倫理・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。

3) 内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。

4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。

2) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクの網羅的、総括的な管理を行う。

2)新たに発生したリスクについては、リスク管理規程に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。

3)取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

2）職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

3）その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

4）経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

⑤　当社における業務の適正を確保するための体制

1）業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。

2）取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。

2）この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。

3）監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1）取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生しまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の行動規範への重大な違反が生じたときは、監査役に報告する。

2）前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

3）内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2）監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑨　監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

1）信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

2）その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1）反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。

2）反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対策規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システムに関する取組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第４項第６号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

② コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに係る教育は「コンプライアンス委員会」における会議体での説明や、役職員及び階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究等の社内研修を実施することにより、法令及び定款の遵守並びにコンプライアンス意識の向上に努めました。

③ リスク管理に関する取組み

リスク管理規程に基づき、当社の企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について必要な検討をいたしました。

④ 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取組み

業務執行に係る重要案件については、経営会議規程に基づき、取締役会へ上程する前段階として、経営会議に付議し、そこでの議論を経て決定しております。

⑤ 内部監査に関する取組み

当社の内部監査担当者によって、各部門への内部監査を実施いたしました。

⑥ 監査役への情報提供への取組み

当社では、代表取締役と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を実施いたしました。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,496,573**	**流動負債**	**645,042**
現金及び預金	839,783	買掛金	191,313
売掛金	647,888	１年内返済予定の長期借入金	3,492
前払費用	8,829	未払金	259,165
その他	72	未払費用	11,524
固定資産	**116,682**	未払法人税等	101,503
有形固定資産	**13,178**	前受金	58,953
建物	8,577	預り金	1,260
工具器具備品	4,600	その他	17,830
投資その他の資産	**103,503**	**固定負債**	**3,205**
長期前払費用	4,347	長期借入金	3,205
敷金及び保証金	63,677	**負債合計**	**648,247**
繰延税金資産	35,479	**(純資産の部)**	
		株主資本	**965,007**
		資本金	**338,524**
		資本剰余金	**334,810**
		資本準備金	334,810
		利益剰余金	**291,929**
		その他利益剰余金	291,929
		繰越利益剰余金	291,929
		自己株式	**△256**
		純資産合計	**965,007**
資産合計	**1,613,255**	**負債・純資産合計**	**1,613,255**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,386,580
売上原価		2,058,857
売上総利益		**1,327,722**
販売費及び一般管理費		911,573
営業利益		**416,148**
営業外収益		
受取利息	5	
物品売却益	127	133
営業外費用		
支払利息	126	
為替差損	4,260	
株式交付費	6,529	
株式公開費用	6,938	
その他	1,983	19,838
経常利益		**396,443**
税引前当期純利益		**396,443**
法人税、住民税及び事業税	98,369	
法人税等調整額	△4,953	93,415
当期純利益		**303,027**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2018年10月１日残高	161,472	157,758	157,758	△11,098	△11,098	－	308,132	308,132
事業年度中の変動額								
新株の発行	177,051	177,051	177,051				354,103	354,103
当期純利益				303,027	303,027		303,027	303,027
自己株式の取得						△256	△256	△256
事業年度中の変動額合計	177,051	177,051	177,051	303,027	303,027	△256	656,874	656,874
2019年９月30日残高	338,524	334,810	334,810	291,929	291,929	△256	965,007	965,007

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月14日

株式会社Amazia
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　奥　見　正　浩	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　安　藤　　勇	印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Amaziaの2018年10月１日から2019年９月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年10月１日から2019年９月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月15日

株式会社Amazia　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　泉　妙　美　印

社外監査役　阿　曾　友　淳　印

社外監査役　成　川　弘　樹　印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役５名選任の件

取締役４名全員が本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。

経営体制と業務執行の強化を図るため、取締役を１名増員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 佐久間　亮輔（さくま　りょうすけ） （1978年11月27日）	2001年４月　株式会社ジャフコ入社 2007年２月　株式会社シーエー・モバイル（現　株式会社CAM）入社　戦略投資室　室長 2007年６月　株式会社イデアコミュニケーション入社　代表取締役就任 2009年10月　当社設立　代表取締役社長就任（現任）	1,200,000株
【取締役候補者とした理由】 2009年の当社設立以来、経営者として優れたリーダーシップを発揮し、当社事業を拡大してきました。その豊富な事業経験や幅広い知識と見識から、引き続き当社の経営を推進していく役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			
2	再任 江口　元昭（えぐち　もとあき） （1978年４月27日）	2002年４月　フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現　フューチャーアーキテクト株式会社）入社 2007年８月　株式会社イデアコミュニケーション入社　取締役就任 2009年10月　当社設立　取締役CTO兼開発グループマネージャー就任（現任）	800,000株
【取締役候補者とした理由】 2009年の当社設立以来、最高技術責任者として、当社の経営全般、情報システムの開発・管理運用を担ってきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、適任と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			
3	再任 神津　光良（こうづ　みつよし） （1984年５月１日）	2008年３月 監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 2013年２月 野村證券株式会社に出向（2014年帰任） 2017年９月 当社取締役CFO就任（現任）	－
【取締役候補者とした理由】 公認会計士としての長年に渡る監査経験により、財務及び会計に関して専門的かつ豊富な経験と知識等を有しており、主に経理・財務等ファイナンス面から事業成長と業績向上の実現を図るなど、資質を十分に備えていると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	再任 むらの　しんのすけ 村野　慎之介 （1979年11月８日）	2003年４月　エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社（現　大和企業投資株式会社）　入社 2004年６月　株式会社GABA　取締役就任 2008年２月　株式会社磐梯インベストメンツ　入社 2009年１月　株式会社シーエー・モバイル（現　株式会社CAM）　入社 2012年12月　同社取締役就任 2016年９月　当社取締役就任（現任） 2018年４月　株式会社東京通信 取締役就任（現任） 2018年10月　株式会社テクノロジーパートナー 取締役就任（現任）	－
【社外取締役候補者とした理由】 投資会社での専門知識に加え、企業経営に関与した豊富な経験を有していることから、引き続き当社にとって有益なアドバイスを頂けると期待できると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
5	新任 なかの　れいや 中野　玲也 （1984年８月17日）	2011年12月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 2012年１月　森・濱田松本法律事務所　入所（現任） 2019年６月　米国ニューヨーク州弁護士登録	－
【社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務及びM&Aや国際業務にも精通しており、当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務の分野を専門とする著名な弁護士であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。			

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．村野慎之介及び中野玲也の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者村野慎之介氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって、３年３か月であります。
４．社外役員との責任限定契約
当社は、村野慎之介氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、中野玲也氏が当社の取締役に選任された場合には、同様に責任限定契約を締結する予定であります。
５．独立役員について
当社は村野慎之介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　：**東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ　４階**
渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ
（会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。）

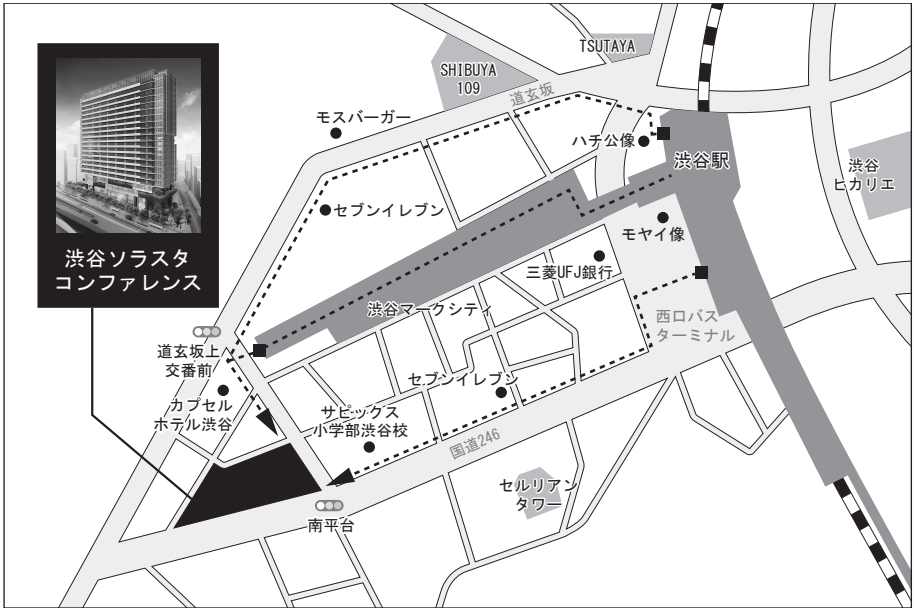

交　通：ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線各線　渋谷駅

ＪＲ渋谷駅「西口」から徒歩６分
ＪＲ渋谷駅「ハチ公口」から徒歩７分
ＪＲ渋谷駅直結 渋谷マークシティ４Ｆ「道玄坂上方面出口」から徒歩２分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。